

ガス事業法施行令等の一部を改正する 政令（案）について

2020年7月10日

資源エネルギー庁

ガス事業法施行令等の一部を改正する政令（※）（案）について

（※）ガス事業法施行令及び電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令

- 法的分離の対象となるガス事業者の要件等を定める政令案をガスシステム改革小委員会の議論を踏まえて策定中。
- 7月2日（木）から7月31日（金）までの期間でパブリックコメントを実施中。

改正の背景

- 2015年に成立した電気事業法等の一部を改正する等の法律（以下「改正法」という。）の規定に基づく改正後のガス事業法の規定に基づき、政令において規定される要件に該当する一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者（以下「導管事業者」という。）の法的分離を実施することとされており、法的分離の対象となる導管事業者の要件を政令において定める必要。

主な改正内容

（1）ガス事業法施行令の一部改正

以下2要件を共に満たす導管事業者を法的分離の対象事業者とする。（※1）

- ①導管の総延長が二万六千キロメートル以上であること。
- ②導管に二以上のLNG基地（LNG基地を維持し、運用する者が二以上の場合に限る。）が接続していること。

（※1）ガスシステム改革小委員会報告書（平成27年1月）において法的分離の対象事業者が満たす要件としてまとめられた以下2要件を規定。

（ア）導管の総延長数が全国シェアで概ね1割以上であること（※2）

（※2）「シェアで概ね1割以上」は事業者の予見可能性確保の観点から、シェアの1割に相当する導管延長数を具体的に規定。

（イ）保有する導管に複数の事業者のLNG基地が接続していること。

（2）電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正

- 改正法附則第48条において、法人の分割に関する登録免許税の非課税を規定し、当該措置の対象法人の要件は政令で定めることとされているため、その要件を規定。
- 登録免許税の非課税措置は法的分離に伴う課税負担の救済措置であるため、法的分離と同内容（（1）の①及び②）を要件として規定。

(参考) 一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の導管総延長数 (一部抜粋)

	事業者名	延長数 (km)	シェア (%)
1	東京ガス	61,315	23.2
2	大阪ガス	50,973	19.3
3	東邦ガス	29,591	11.2
4	西部ガス	10,014	3.80
5	京葉ガス	6,432	2.44

	国際石油開発帝石 (株)	1,497	0.567
	石油資源開発	791	0.300
	JERA	301	0.114

	計	264,107	100.0

出典：ガス事業法に基づき提出された一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の供給計画第2表 (延長数は2018年度実績値)